

県民センター
設立8周年

6・8 東日本大震災 8年のつどい

これが復興なのか

人間・暮らしの復興を!

東日本大震災から8年が経ちました。

震災などなかったかのような仙台市街。しかし沿岸部に行けば、被災地は寒々とした整備地が広がり、高層の災害公営住宅が建っています。

住宅再建もままならず、災害公営住宅に入居したものの、高い家賃で出ていかざるを得ない被災者。一見なんの被害もなかったように見える家宅で修理しきれず不自由な暮らしに耐える被災者。健康を害する被災者。そして増加し続ける孤獨死…。被災地は日本社会の暗部の縮図のようです。

苦闘つづく宮城の復旧復興の現状から震災からの復興のあり方を考えます。

記念シンポジウム

パネリスト

- NHK仙台放送局 チーフ・ディレクター 中関 武志 氏

NHKスペシャル「終のすみかと言うけれど…」など数多くの震災番組の制作に携わり、復興のあり方を問い合わせています。

- 元大阪経済大学教授 遠州 尋美 氏

1月に発行された「東日本大震災 100 の教訓」出版企画委員会事務局長をつとめ、「人間の復興」への提言を行っています。

- 一般社団法人 チーム王冠代表理事 伊藤 健哉 氏

2011年以来、石巻に拠点を置き、特に在宅被災者の支援活動に取り組んでいます。

- ◆ ファシリテーター 水戸部秀利 (医師・県民センター世話人)

2019年

6/8(土)

参加費
無料

13:30~17:00 (開場・受付 13:00~)

会場
仙台市震災復興記念館ホール

仙台市青葉区大町2丁目

12-1

電話 022-263-6931



被災当事者、支援者の方々をはじめ、震災復旧・復興に携わっている方、復興の在り様に関心や疑問をお持ちの方などなたでも参加いただけます。ご参加の皆さんとともにこれから

の「人間の復興」の在り方をご一緒に考え合いましょう。

多くの皆さんのご参加をお待ちします。

一般に付印
手写 8 立場

式典・記念行事等の開催地を示す地図

目 次

1. 6・8 東日本大震災 8 年のつどい【次第】（P1）
2. 被災地の現状と県民センターの取組み、19 年の運動の進め方 （P2～14）
3. 代表世話人、世話人、会計監事、事務局体制 について （P15～16）
4. 「特別報告」
岩田伸彦氏「報告資料」（P17～22）
5. 「記念シンポジウム」
シンポジウム資料 （P23～26）
伊藤健哉氏、中関武志氏「報告資料」（P27～33）
遠州尋美氏「報告資料」（P34～43）
6. 8 年のつどい アピール（案）（P44）

会場

東日本大震災8年のつどい

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
設立8周年記念シンポジウム

2019年6月8日（土）

於：仙台市戦災復興記念館ホール

【次第】

開場 13:00

総合司会：副事務所長 及川 薫

13:30 開会

開会あいさつ 代表世話人 綱島不二雄

13:35 被災地の現状と県民センターの取り組みと課題（30分）
(世話人会・事務局体制等を含めて) 事務局長 小川静治

14:05 特別報告（20分）

「25年目をむかえる阪神・淡路大震災 兵庫から宮城の皆さんへ」
阪神・淡路大震災救援・復興兵庫県民会議 事務局長 岩田伸彦氏

14:25 休憩（10分）

14:35 記念シンポジウム（120分）

「被災地の8年 私たちが未来につなげるもの」

・パネリスト

一般社団法人 チーム王冠代表理事 伊藤健哉氏

元大阪経済大学教授 遠州尋美氏

NHK仙台放送局 チーフ・ディレクター 中関武志氏

・ファシリテーター

医師・県民センター世話人 水戸部秀利氏

・フロア発言（質疑含めて）

16:35 8周年アピール採択（提案）代表世話人 佐藤郁子

16:40 まとめ（閉会あいさつ） 代表世話人 青木正芳

閉会 16:45（予定）

県民センター設立8周年

6. 8東日本大震災 8年のつどい

被災地の現状と県民センターの取組み、19年の運動の進め方

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

1. 被災地の現状

1) 被災者の復興感

震災から8年。政府・宮城県が定めた「震災復興計画」もそれぞれ「復興・創生期間」「発展期」の終了まで2年を切り、2021年春には震災復興計画はいったん終了します。政府・宮城県の震災8年を迎えた現状の到達点認識は「着実に進捗」「ハード整備は非常に順調」という言葉で彩られ、課題は「観光振興や風評の払拭」や「ソフト面」とし、「被災者の今置かれている状況」については言及されていないなかで、被災者の復興も進んでいるかのように、未来への希望が語られています

しかし、そうした言葉とは裏腹に、宮城県のアンケートでも、「復興実感」を感じる人たち（復興は「進んでいる」「やや進んでいる」とする人）はやっと50%を超えた状況で、沿岸北部と内陸部とでは大きな復興感の格差が生まれています。被災者自身に聞くと、「自らの復興感」を50%以下と感じている人が41%にも上るのであります。

被災者の現状は、「幸福な家庭はどれも似たものだが、不幸な家庭はいずれもそれに不幸なものである」という言葉のようです。その苦難は、大きくは「暮らし向き」「住まい」「地域のつながり」「地域経済」という括りに収斂されているとみることができます。その土台には愛する人を突然失った悲しみを胸奥に秘めながら、失職等による収入減、住まいの再建の難しさ、新たなコミュニティでの人と人のつながりづくりの難しさ、そして確実に進む高齢化と、健康への不安等があります。こうした悲しみや苦難を置き去りにし、「復興」ばかり強調されることで、心に隙間風が吹くような思いを抱いている被災者が少なくないのです。それは痛みに苦しむ被災者を孤立させ、自らが「乗り遅れた」ことをさいなんでいる被災者を排除することにもつながり得るものです。弱者を排除する社会に本当の希望はありません。

2) 被災地で今起こっていること

(ア) 沿岸被災地で進む急激な人口減少

特に女川・南三陸・山元の3町、気仙沼・石巻の2市における減少が顕著で、3町の減少は急激です。このことが町の復興に大きな影を落としています。

なかなか販売が回復しない地元経済、特に主要産業である水産加工業が震災によって販路を失い、震災前の水準を回復できず、必然的に就業者が働く場が限られるなかで、町を離れることに歯止めがかかっていません。人口が減少することで仮設から本設に移った各商業者も購買力が増えないため、売上高を増やせない状況にあります。

このことは、それぞれの自治体の震災復興計画にも影響を与えています。例えば山元町では震災復興計画で想定した18年の推定人口は1万3700人でしたが、実際は1万1923人に留まっています。13%も計画との乖離が生まれているのです。推定人口をベースに建てられた復興計画に狂いが生じることは、歳入が減少することから「箱物は作ったものの、将来の維持費用を賄えるのか」という問題に突き当たります。

(イ) 8年経っても解消できない仮設住宅と8年もかかった災害公営住宅建設

3月末時点で仮設住宅入居戸数は305戸です。そして、解消は2021年3月までかかることがはっきりしました。災害救助法では供与期間が2年とされているのにも関わらず、10年も入居しなければならないという現実は、これだけで復興施策は失敗だったと言わざるを得ないものです。阪神淡路大震災の際、5年で仮設住宅は解消されましたが、東日本大震災ではその倍の期間を要しているのです。

そして発災から3年を経過した熊本地震による仮設住宅入居戸数は、今も7980戸にも及びます。これらのことは我が国のもともの災害救助の仕組み自体に根本的な問題があることを示しています。

そして災害公営住宅は3月で全戸完成しましたが、これも大幅に見通しが狂い、2年も計画より時間がかかってしまいました。これにより被災者が災害公営住宅の入居をあきらめ、地元を離れて新たな住まいを他に求めたため、人口減少の大きな要因になりました。

(ウ) 災害公営住宅における新たなコミュニティづくりの困難

完成した災害公営住宅では原則発災から3年経過すると被災者以外の一般入居が認められます。18年9月段階では565戸が一般入居しています。こうした災害公営住宅では被災者と一般入居者が混住するなかでのコミュニティづくりを進めなければなりません。仙台市における復興公営住宅の町内会加入率は約100%の住宅もあれば50%の住宅もあります。そして入居者の40%は「日常的な付き合いがない」と感じています。こうした事情を抱えながらの町内会運営は、これから困難さを増すことが危惧されます。コミュニティ形成支援のために自治体の支援は

不可欠ですが、仙台市では3月末に「被災者生活支援室」を廃止したことは、町内会関係者を大きく落胆させるものでした。いまこそコミュニティ形成支援が必要なのです。

(エ)強まる被災者の三つの不安

宮城民医連の調査によれば、災害公営住宅入居者の生活上の不安は、「健康」「将来の家賃」「収入」が強いことを明らかにしました。しかし、この不安は外形的には見えづらいもので、それぞれの被災者の内面を苛んでいます。確実に進む高齢化、それも独居高齢世帯の増加は不可避です。そうしたなかで、家計の苦しい世帯ほど、近所付き合いが少なく、相談相手がないという実態にあります。こうした「目に見えないストレス」をどう継続的に相談に乗ってアドバイスし続ける体制づくりが切実ですが、岩手県の調査では相談にのる生活支援員でも入居者の実態がわからなくなっています。わからなくなっているからこそ支援が必要なのですが、自治体ではこうした体制を徐々に解除し、「通常福祉の体制」でフォロウしようとしています。

しかし、震災から8年経って孤独死者数は増加しています。2018年だけで53人の方が亡くなっています（統計が始まってから229人：仮設含み）。阪神淡路の事例からみれば、宮城県の孤独死の発生率は高くなっています。見守りやコミュニティ形成支援を強めなければ、今後孤独死者数が増加することが強く懸念されます。

災害公営住宅の家賃問題は、管理開始5年までの減免措置を6年目以降段階的に引き上げるという当初の方針を、入居者の皆さんのがんばり強い取組で多くの自治体で減免措置を10年目まで継続させる状況を作りました。しかし、「11年以降の家賃引上げ（減免廃止）」をどうするのか、決着が迫られています。また「収入超過者」問題の解決も県民センターとして、仙台市長に収入超過者問題の解決政策を提言しました。この提言に基づき、この問題を解決することが喫緊の課題となっています。

災害公営住宅における問題を自治体がきちんと把握することなしに適確な支援策を打つことができません。災害公営住宅への支援策を根本的に見直す必要があります。兵庫県では発災から7年目にコミュニティ調査を行い、必要な支援策をまとめました。発災から10年をむかえることになりますが、支援策を見直すことは、今ならまだぎりぎり可能です。

(才) 災害援護資金貸付の返済という困難

借入上限額が350万円の「災害援護資金貸付制度」は県内約2万4000世帯に貸し付けられ、その返済が始まっています。しかし、仙台市では昨年11月までに返済時期が来た8231人中、55%にあたる4546人が滞納となりました。返済予定額の48%、約6億円が未返済となりました。

震災直後の緊急時に援護資金を借りたものの、生活環境が大きく変化し、高齢化も着実に進行したなかで、返済が容易ではなくなった世帯が非常に多いことがわかります。4月から返済方法に「月賦」返済も認められることになりましたが、それでも返済に苦慮する人は多いのが実態です。さらに延滞には金利5%の違約金が上乗せされます。このように災害援護資金の返済が重荷となり、生活再建を遅らせることに繋がってしまっている実態が明らかになっています。被災者を袋小路に追い込まないよう、自治体には細やかな相談、支援体制をとることが求められます。

現在の災害援護資金貸付金制度は南海トラフ・首都圏直下地震が発生したら、膨大な貸付金回収の人数配置が自治体に求められ、破たんすることは目に見えています。被災者生活再建支援制度の抜本拡充と合わせて、貸付ではなく、「支給」に転換することが必要です。そのことで自力再建が促進され、災害公営住宅建設戸数が減少し、最終的には自治体の負担も軽減されることになるのです。

(カ) 制度の隙間で取り残される被災者 在宅被災者問題

4月20日の河北新報は、仙台市の被災住宅1万棟が修繕未了であることを報じました。被災者生活再建支援金や応急修理制度を活用してもなお、被災家屋を修理しきれないでいる世帯がまだこのように多いことが明らかになりました。

また、修理しきれないでいる家屋は、そもそも生活再建支援金の加算支援金支給の対象外とされている「半壊」世帯が8割を占めます。

過去の自然災害時の被害統計を見ると、半壊世帯の被害額平均は約1千万～1千1百万円程度とみられ、家屋修繕のための公的支援の枠組みでは到底この費用には及びません。県内にはまだ1万5千を超える世帯で家屋修繕が終わっておらず、その個々の世帯に対する支援が求められています。

石巻市で活動するチーム王冠や仙台弁護士会の努力で在宅被災者問題がクローズされてきました。県民センターもこうした活動を進める諸団体と協力し、この問題の解決のため、重点化した取り組みが求められています。特に宮城県を始め各自治体が実態把握をすることが切実に求められます。大規模な調査を特に宮城県に求める活動をすすめる必要があります。

(キ) 水道事業民営化まで「創造的復興」という怪

宮城県震災復興計画には「水道事業民営化」については何も言及がありません。その意味で震災復興とは無関係です。しかし、村井知事が「(全国に誇れる宮城発のモデルは) 民営化モデルだ。民間の力を活用して宮城を元気にしようと一貫してやってきた」と述べているように、「民営化モデル」が宮城を元氣にするから創造的復興なのだという理屈のようです。

創造的復興などという耳ざわりの良いことばで飾り立てながら、震災という惨事に便乗し、復興という大義を徹底的に利用し、今までやれなかつたことを一気にやろうというのが創造的復興の本質です。

2030年度には北海道新幹線札幌延伸により千歳便客数が大幅に減少することが確実で将来に経営不安を抱える仙台空港民営化、漁民の反対を無視して導入しても後続企業がない水産特区、利用が全く進まない水素ステーションと水素燃料電池車普及、計画より大幅に遅れ、計画予算が膨らむ広域防災拠点整備など村井知事のいう創造的復興は、実質はないのに外見だけはよく見せようという“こけおどし”的なものです。

全都道府県で宮城県の水道料金は三番目に高い水準です。それは、過去の膨大な設備投資で多額の起債が水道料金に反映しているからですが、そうした経営実態をつまびらかにせず、強引に民営化(みやぎ型管理運営方式)に突き進む政治姿勢は水産特区や広域防災拠点整備が問題になった時と全く変わりません。

県の包括外部監査人は、「約1011億円の過年度減価償却の計上不足がある」と指摘していますが、最初に県がやらなければならないのは内部統制の確立や受水団体とともに持続可能な水道事業計画づくり、そして水道事業に係る人材育成であり、民営化ではありません。

(ク) 切実さを増す「被災者生活再建支援制度」の抜本改正

我が国では過去50年の間の自然災害で約1100万棟が住居被害を受けました。そのうちの74%が「半壊・一部損壊・床上浸水」被害でした。半壊の場合でも被害額は1000万前後になります(全国知事会調べ)。しかし、現行支援制度の枠組みでは「全壊・大規模半壊」までです。阪神淡路大震災後生まれた「被災者生活再建支援法」は全国民的取組のなかから生まれたものでした。その不十分さは有りながらも、東日本大震災では宮城県で2157億円、13万世帯以上が支援金を給付されました。これがもしかしたら、宮城の復旧・復興はどうだったでしょう。不十分ながら役割を果たしている現行制度を拡充していくことは、確実に予想される南海トラフ・首都圏直下地震の備えになるものです。

しかし、宮城県ではまだ各市町村議会も含めて、被災者生活再建支援制度の抜本拡充を求める意見書の採択は少数にとどまっています。全国知事会は昨年11月

に生活再建支援法の適用範囲を半壊まで拡げることを提言しました。多数の「半壊」で泣いた人々の思いと実態を背景に、大きく世論を喚起することが強く求められています。当面議会への意見書採択の取組をすすめていきます。

2. 18年県民センターの取組み

2018「事務局」活動日誌 (P8~13)

3. 19年の運動の進め方

2019年の運動の進め方 (P14)

2018「事務局」活動日誌（「7周年総会」2018.6/16以降）

06/16（土）県民センター設立7周年総会／東日本大震災7年のつどい（塩崎賢明氏講演）

06/17（日）女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

第2回賛同者会議

06/18（月）大阪北部地震発生 7:58 マグニチュード 6.1 最大震度6弱

06/20（水）宮城県社会保障推進協議会年次総会

06/23（土）原発問題壽民運動連絡センター2018年度総会（馬奈木弁護士講演）

06/25（月）住まいPT

06/28（木）仙台市「復興公営住宅家賃～緊急署名」呼びかけ人打ち合わせ会

06/28（木）県民センター事務局会議

06/28（木）宮城民医連「復興支援会議」

07/01（日）塩竈市・清水沢公営住宅「家賃問題学習会」

07/02（月）岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例-打ち合わせ

07/03（火）災害対策全国交流集会2018現地（岩手・宮城）打ち合わせ

07/05（木）～「平成30年7月豪雨」災害発災

07/12（木）いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議

07/13（金）仙台市-市営住宅管理課との意見交換会（公営住宅問題）

07/14（土）宮城災対連「炊き出し・何でも相談会」（東松島市）

07/18（水）民医連「復興支援会議」

07/19（木）県民センター事務局会議

07/23（月）仙台市「復興公営住宅家賃～緊急署名」呼びかけ人打ち合わせ会

07/26（木）岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例-打ち合わせ

07/28（土）県民センター世話人会

07/30（月）宮城災対連会議

08/02（木）チーム王冠との懇談（石巻市「在宅被災者問題」）

08/03（金）憲法学校緊急企画／福島生業訴訟・女川原発再稼働県民投票

08/07（火）県民センター事務局会議

08/08（水）いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議

08/10（金）全国災対連拡大世話人会／全国交流集会実行委員会

08/10（金）宮城県海区漁業調整委員会

08/18（土）塩釜の水産業を考えるつどい

08/18（土）東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議第8回総会

08/20（月）塩釜市「災害公営住宅家賃問題を考える会」呼びかけ人会議

08/20（月）原発住民運動連絡会「世話人会」

08/21（火）いっせい焼却-モニタリングについての「学習会」（県議会棟応接室）

- 08/22 (水) 共産党地方議員研修会にて「被災地の現状」レク（小川事務局長）
- 08/22 (水) 民医連「復興支援会議」
- 08/24 (金) 住まいP T
- 08/25 (土) 宮城県医労連第 54 回定期大会（メッセージ送付）
- 08/26 (日) 「街中でつくるエネルギー」吉原毅（原自連会長）講演会
- 08/27 (月) 仙台市「復興公営住宅家賃～緊急署名」呼びかけ人打ち合わせ会
- 08/27 (月) 全国災対連-西日本豪雨被災地（岡山）調査（～28 日）
- 08/28 (火) 塩釜市「災害公営住宅家賃問題を考える会」署名提出行動【389 筆】
- 08/30 (木) 「災害援護資金」相談会（田子西公営住宅）
- 08/31 (金) 県民センター事務局会議
- 09/01 (土) 宮城県労連第 30 回定期大会（メッセージ送付）
- 09/02 (日) 第 58 回宮城県母親大会 in 大河原
- 09/04 (火) 台風 21 号列島上陸～縦断（死者 12 名、9/10 時点）
- 09/04 (火) 石井事案-打ち合わせ
- 09/06 (木) 北海道胆振東部地震 M6.7 最大震度 7（死者 41 名、9/13 時点）
- 09/07 (金) いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議
- 09/07 (金) 宮城災対連会議
- 09/10 (月) 岩手県庁「訪問調査」
- 09/11 (火) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例-第 6 回口頭弁論
- 09/12 (水) 仙台パワーステーション営業差し止め訴訟「口頭弁論」
- 09/15 (土) 住まいP T
- 09/20 (木) 仙台市「復興公営住宅家賃～緊急署名」呼びかけ人打ち合わせ会
- 09/20 (木) 県民センター事務局会議
- 09/21 (金) 民医連復興支援会議
- 09/22 (土) 県民センター世話人会議
- 09/23 (日) 女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会キックオフ集会
- 09/27 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議
- 10/01 (月) 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟・控訴審
- 10/02 (火) 女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会・署名開始
- 10/03 (水) いっせい焼却反対-石巻市「要請行動」
- 10/04 (木) いっせい焼却スルナ・サセルナ大崎の会「抗議集会」
- 10/10 (水) 全国災対連拡大世話人会・全国交流集会実行委員会
- 10/12 (金) 県民センター事務局会議
- 10/14 (日) 宮城一般労組定期大会（メッセージ送付）
- 10/17 (水) 宮城災対連会議
- 10/20 (土) 民医連・災害公営住宅訪問行動①

- 10/22 (月) 住まいP T
- 10/23 (火) 仙台市「復興公営住宅家賃～緊急署名」呼びかけ人打ち合わせ会
- 10/25 (木) 民医連・災害公営住宅訪問行動②
- 10/25 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議
- 10/27 (土) 市民政治・宮城 第2回フォーラム「水道事業のあり方を考える」
- 10/27 (土) 民医連・災害公営住宅訪問行動③
- 10/29 (月) いっせい焼却反対宮城県民連絡会-環境省東北地方事務所「要請」
- 10/31 (水) 県民センター事務局会議
- 11/01 (木) 住まいP T打ち合わせ
- 11/03 (土・祝) 女川原発再稼働「県民投票を実現する会」一中間報告集会
- 11/10 (土) あすと長町公営住宅・おひさまの会役員との懇談
- 11/11 (日) 「災害対策全国交流集会 2018in 岩手」～（12日）
- 11/14 (水) 荒井東公営住宅町内会三役との懇談
- 11/16 (金) 住まいP T-「市長レク」～収入超過者問題「提言」
- 11/17 (土) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）打ち合わせ
- 11/18 (日) 憲法9条を守り生かす宮城のつどい
- 11/19 (月) 東北沿岸漁民緊急フォーラム～「漁業法改定」は沿岸漁業に何をもたらすか
- 11/20 (火) 住まいP T
- 11/20 (火) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）口頭弁論⑦
- 11/20 (火) 県民センター事務局会議
- 11/24 (土) 宮城災対連「炊き出し・何でも相談会」（東松島市）
- 11/25 (日) 伊藤博義先生（元・県民センター世話人）偲ぶ会
- 11/26 (月) 仙台市「復興公営住宅家賃～緊急署名」呼びかけ人打ち合わせ会
- 11/26 (月) 宮城災対連会議
- 11/27 (火) 仙台市政記者クラブレク～収入超過者問題「提言」
- 11/30 (金) 県民センター世話人会議
- 12/03 (月) 白石市議会運営委員会へ（被災者生活再建支援法意見書「陳情」）
- 12/03 (月) 福島原発避難者訴訟控訴審弁論①
- 12/05 (水) 放射性廃棄物の焼却強行阻止「大崎」訴訟口頭弁論①
／「焼却差し止め仮処分申請」
- 12/05 (水) 宮城民医連「復興支援会議」
- 12/07 (金) いっせい焼却反対宮城県民会議「事務局会議」
- 12/07-09 J S A第22回総合学術研究集会 in 沖縄
- 12/09 (日) 宮城災対連・共同支援センター「炊き出し何でも相談会」（多賀城市鶴ヶ谷）
- 12/10 (月) 福島「生業訴訟」控訴審②

12/12 (水) 女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

条例制定請求署名提出 (113,046 筆)

12/14 (金) 県民センター事務局会議

12/17 (月) 災害公営住宅「収入超過者」問題での共産党県議団向けレク

12/18 (火) 仙台市「復興公営住宅家賃～緊急署名」呼びかけ人-相談会

12/20 (木) 全国災対連「拡大世話人会」／全国交流集会総括「実行委員会」

12/21 (金) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例・地裁「弁論手続き」

12/26 (水) 住まいPT会議

12/28 (金) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例・打ち合わせ

01/08 (火) 県春闘共闘「旗開き」

01/09 (水) 県民センター事務局会議

01/10 (木) 女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

条例制定本請求手続き (署名総数 114,303 筆-含丸森町)

01/10 (木) いっせい焼却反対宮城県民会議「事務局会議」

01/15 (火) あすと長町公営住宅「現地調査」

01/16 (水) 民医連復興支援会議

01/17 (木) 大崎「焼却差し止め仮処分申請」審尋

01/17 (木) 宮城災対連会議

01/18 (金) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）弁論手続き

01/18 (金) 宮城一般労組・新春「旗開き」

01/20 (日) 県民センター「世話人会」

01/22 (火) 「住みよい復興公営住宅を考える住民の会（仮称）」結成に向けた相談会①

01/25 (金) 住まいPT

01/26 (土) 「UR団地譲渡問題を考える！」学習会

01/27 (日) 実現しよう！県民投票～みんなで決める会 1.27 学習討論集会

01/29 (火) 県民センター事務局会議

02/02 (土) 「多発する大規模災害、今、何が求められているのか」日本共産党災害シホ

02/04 (月) 被災者医療費等窓口負担免除-東松島市要請行動

02/05 (火) 大崎「試験焼却」公金支出差し止め訴訟第2回口頭弁論

02/05 (火) 大崎「試験焼却」差し止め仮処分申請-第2回審尋

02/05 (火) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」

02/05 (火) 県民運動連絡会みやぎ第4回全体会議

02/07 (木) 被災者医療費等窓口負担免除-気仙沼市要請行動

02/07 (木) 被災者生活再建支援法「改正」に向けた仙台市議会会派レク

02/08 (金) あすと長町公営住宅「現地調査」③

02/08 (金) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）打ち合わせ

- 02/09 (土) 「住みよい復興公営住宅を考える住民の会（仮称）」結成に向けた相談会②
- 02/10 (日) 放射能汚染ゴミの試験焼却ストップ「大崎住民訴訟」報告集会
- 02/13 (水) 被災者医療費等窓口負担免除-名取市要請行動
- 02/13 (水) 宮城民医連「復興支援会議」
- 02/15 (金) 「2.23-命の水を守る宮城のつどい」事前学習会・打ち合わせ
- 02/16 (土) 県農民連「復興支援・新春の集い」（東松島市小松南地区）
- 02/18 (月) 福島第一原発避難者訴訟控訴審
- 02/18 (月) 県民センター事務局会議
- 02/18 (月) 浜通り「原発賠償」控訴審②
- 02/19 (火) 石巻市役所訪問「在宅被災者問題」
- 02/19 (火) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）「弁論手続」
- 02/20 (水) 住まいP.T.
- 02/21 (木) 県議会「代表質疑」
- 02/22 (金) 福島「生業訴訟」控訴審③
- 02/23 (土) 命の水を守る宮城のつどい
- 02/26 (土) 全国災対連「第6回拡大世話人会」
- 03/02 (土) 「住みよい復興公営住宅を考える住民の会（仮称）」結成に向けた相談会③
- 03/05 (火) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）打ち合わせ
- 03/07 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 03/10 (日) 放射能汚染廃棄物「本焼却反対仙南総決起集会」
- 03/11 (月) 東日本大震災発災8年「鎮魂の日」
- 03/13 (水) 3.13重税反対宮城県中央集会
- 03/13 (水) 県民センター事務局会議
- 03/14 (木) 県議会「女川原発2号機の再稼働の是非を問う住民投票条例案」連合審査
- 03/15 (金) 県議会「最終日討論」
- ※「女川原発2号機の再稼働の是非を問う住民投票条例案」少数否決
- 03/16 (土) 県民センター「世話人会」
- 03/20 (水) 民医連「復興支援会議」
- 03/22 (金) 住まいP.T.
- 03/22 (金) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）打ち合わせ
- 03/23 (土) これからの学校防災を考えるフォーラム
- 03/24 (日) 3.11から8年 女川原発の再稼働を止めよう！3.24みやぎ行動
- 03/25 (月) 宮城県災対連会議
- 03/26 (火) 「住みよい復興公営住宅を考える住民の会（準備会）」
仙台市長あて要望書提出行動
- 03/27 (水) 大崎「試験焼却」公金支出差し止め訴訟第3回口頭弁論

- 04/03（水）県民センター事務局会議
- 04/09（火）住まいP T
岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）「弁論手続」
いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 04/13（土）住みよい復興公営住宅を考える住民の会（準備会）④
- 04/16（火）岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）市政記者レク
- 04/17（水）県担当課（住宅課）との懇談
- 04/20（土）チーム王冠との交流
- 04/22（月）住まいP T（事前打合せ）
- 04/24（水）県民センター事務局会議
民医連「復興支援会議」
- 04/25（木）民医連「災害公営住宅訪問調査結果_記者レク」
- 04/26（金）住まいP T
- 04/30（火）川名氏（田子西）との懇談
- 05/02（木）松谷氏（鶴ヶ谷第2）との懇談
- 05/07（火）薄田氏（あすと長町第2）との懇談
- 05/11（土）住みよい復興公営住宅を考える住民の会（準備会）⑤
- 05/12（日）「第2回命の水を守る全国のつどい in 宮城」実行委員会スタート集会
みやぎ震災復興研究センター第1回（2019年度）総会
- 05/13（月）宮城県災対連会議
- 05/14（火）いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 05/15（水）住まいP T
- 05/16（木）県民センター事務局会議
- 05/18（土）県民センター「世話人会」
- 05/23（木）民医連「復興支援会議」
- 05/27（月）川名氏（田子西）との懇談
- 05/29（水）5・29 全国災対連「国会行動」
- 05/31（金）住まいP T
- 06/04（火）岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例（石井事案）「弁論手続」
県民センター事務局会議
- 06/08（土）東日本大震災8年のつどい／県民センター設立8周年記念シンポジウム

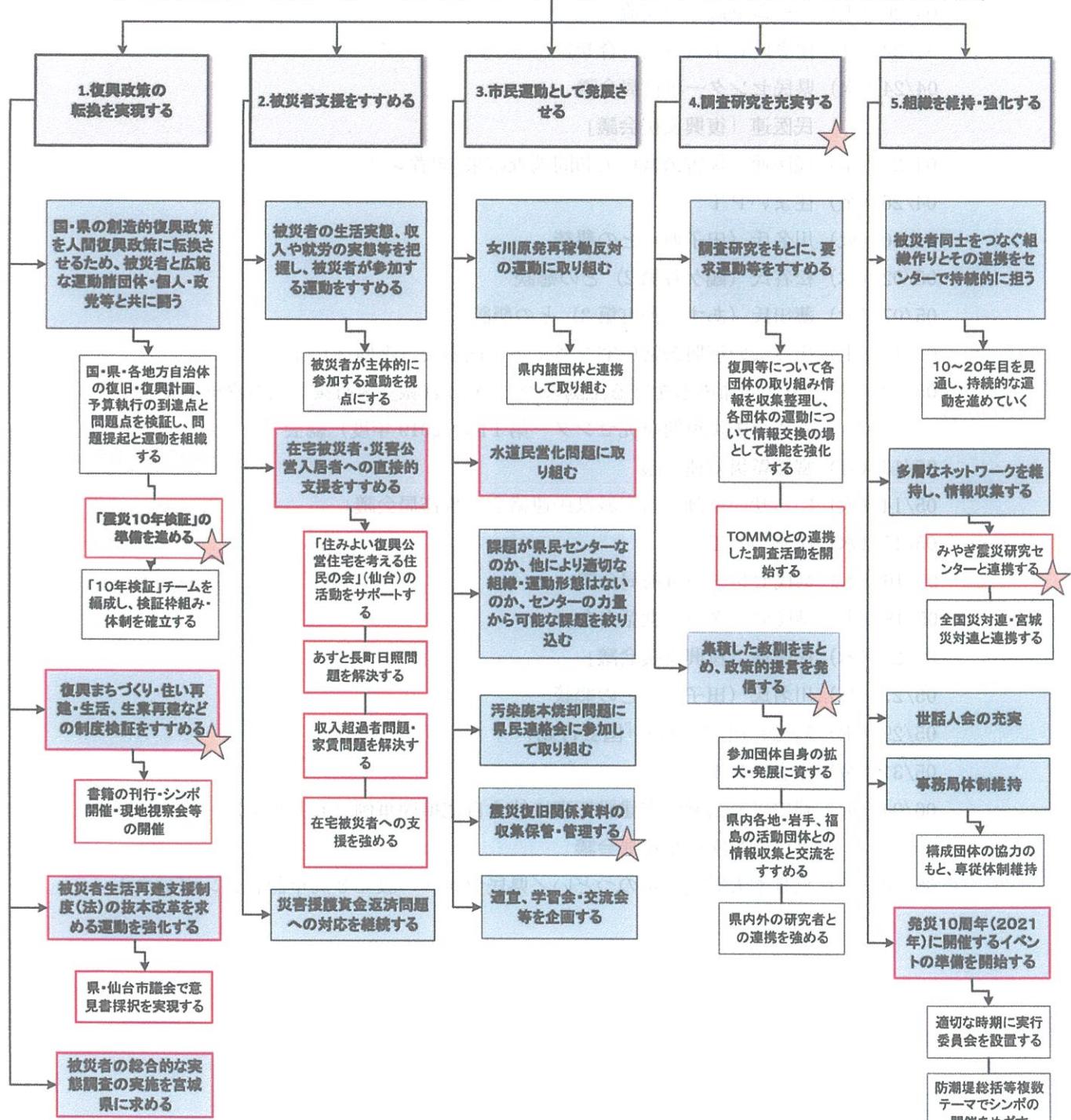
2019年の運動の進め方

県民センターのビジョンとミッション

●すべての被災者の生活と生業の再生をやり遂げるまで活動を進める
●被災者の「人権の保障」という憲法の立場を貫く

ビジョン：「創造的復興」から決別し、被災者が真に希望の持てる復興を実現する

ミッション：震災復旧・復興をすすめる諸団体・個人とともに問題解決をすすめる
震災復旧・復興のための活動を進める諸団体・個人への支援をすすめる
「人間の復興」と地方自治の前進にむけた政策研究活動をすすめる



2019年度の「代表世話人」「世話人」「会計監事」「事務局」について

2019.6.8

1. 代表世話人（8名）

- 青木 正芳（弁護士・元日本弁護士連合会副会長）
- 井上 博之（歯科医師・宮城県保険医協会理事長）
- 菊地 修（弁護士）
- 佐藤 郁子（宮城県母親大会連絡会会长）
- 高橋 治（社会福祉法人仙台ビーナス会理事長）
- 綱島 不二雄（元・山形大学教授・農業経済）
- 日野 秀逸（東北大名誉教授・医療経済）
- 村口 至（医師・坂総合病院名誉院長）

2. 世話人（40名）

- 阿部 重憲（都市プランナー・新建築家技術者集団会員）
- 阿部 泰幸（ライフワークサポート響）
- 飯塚 正広（元・あすと長町第3市営住宅自治管理組合会長）
- 池田 裕道（JDF・日本障害フォーラム宮城事務局長）
- 岩淵 善弘（新建築家技術者集団みやぎ支部）
- 遠藤 いく子（宮城県議会議員）
- 大木 れい子（婦人民主クラブ宮城県支部協議会会长）
- 太田 直道（宮城教育大学名誉教授・民主教育をすすめる宮城の会代表）
- 笠原 英樹（医師・宮城県保険医協会理事・かさはらLクリニック院長）
- 加藤 俊直（宮城県私立学校教職員組合委員長）
- 鹿野 文永（元・鹿島台町長、元・全国町村会副会長）
- 北村 龍男（医師・宮城県保険医協会理事）
- 草場 裕之（弁護士・自由法曹団宮城県支部）
- 斎藤 清治（里企画）
- 齋藤 規夫（みやぎ東部健康福祉友の会常任幹事）
- 佐々木 ゆきえ（新日本婦人の会宮城県本部会長）
- 佐藤 輝男（イチゴ農家・亘理町）
- 佐藤 道子（あゆみ福祉会理事長）
- 椎谷 照彦（名取市）
- 嶋田 一郎（東北大名誉教授・日本科学者会議宮城支部常任幹事）
- 庄司 慶明（税理士・石巻市）
- 菅原 政隆（建築士）
- 鈴木 智子（特定非営利活動法人お茶っこケア・理事）
- 鈴木 弥弘（宮城県農民団体連合会事務局長）
- 高野 博（女川町議・原発の危険から住民の生命と財産を守る会事務局長）

高橋 正行（宮城県労働組合総連合議長、宮城県高等学校教職員組合執行委員長）
武部 雅汎（東北大学名誉教授・原子核工学科）
千葉 雅俊（(株)ヤマトミ社長）
中嶋 信（徳島大学名誉教授）
野崎 和夫（宮城県生協連専務理事）
萩原 武（元・医療従事者）
福島 かずえ（区民要求の実現をめざす若林連絡会／宮城県議会議員）
藤崎 隆（宮城県保育関係団体連絡会会长）
三戸部 尚一（宮城県商工団体連合会会长）
水戸部 秀利（医師・公益財団法人宮城厚生協会若林クリニック所長）
宮沼 弘明（医師・宮城県民主医療機関連合会会长）
宮野 賢一（全日本年金者組合宮城県本部委員長）
渡辺 孝之（宮城県教職員組合執行委員長）
山脇 武治（宮城県生活と健康を守る会）
横田 有史（前・宮城県議会議員）

3. 会計監事（2名）

佐々木 正彦（税理士）
小池 太二（仙台民主商工会）

4. 事務局（14名）

事務局長 小川 静治（一級建築士事務所 (有)フロム・イン）
事務局次長 遠州 尋美（元・大阪経済大学教授）
賀屋 義郎（民主教育をすすめる宮城の会事務局長）
萱場 猛夫（元・山形大学教授）
中嶋 廉（原発問題住民運動連絡センター事務局次長／宮城県議会議員）
事務所長代行 加藤 隆雄（宮城県民主医療機関連合会事務局次長）
副事務所長 及川 薫（県民センター事務所）
事務局 梶谷 貢（国民の食糧・農業、健康を守る宮城県連絡会事務局長）
金田 基（宮城厚生協会本部事務局）
鎌内 秀穂（宮城県労働組合総連合事務局長）
坂田 匠（宮城県民主医療機関連合会事務局長）
嵯峨 サダ子（仙台市議会議員）
長澤 清光（宮城県社会保障推進協議会副会長）
藤崎 純平（宮城県保険医協会事務局）

以上

退任される役員） 代表世話人 森 久一（元・山元町長）

2019年6月8日（土）

6・8 東日本大震災 8年のつどい

阪神・淡路大震災25年被災地からの報告

阪神・淡路大震災救援・復興兵庫県民会議 岩田伸彦

はじめに

東日本大震災が発生して8年2ヶ月が経過して、まだ多くの仮設住宅暮らしが続いているなどの報道を見ると、私たちにとっても凡そ考えられない事態です。

阪神・淡路大震災でも仮設暮らし5年で多くの「孤独死」を生み出し、大問題になったのですが、宮城では8年2ヶ月経過してまだ多くの方が、仮設暮らしが続く中で、早々と医療費の窓口負担などを打ち切りなど、人命無視の極め付きであり、許されることではありません。

これも阪神・淡路大震災と同様の「創造的復興」が作り出した最悪の復興施策であり、阪神を超える最も歪んだ「村井県政」が進める最悪の施策です。

東日本大震災の宮城県では、地震、津波の大被害に加えて福島原発災害汚染問題などもあり、被災地域も広大であり、遠く離れた海岸線が中心であり、被災者を支える活動も大変な困難だったし、これからもまだまだ困難が続く大変な道筋だと思います。

まだ、住宅再建も・生業・暮らし再建も道遠い中で、災害援護資金の返済を求めるなど、国や自治体の対応は、厳しく問われなければなりません。

こうした困難を乗り越えるために、皆さんのがみやぎ県民センター、宮城災対連に結集されて人権を守り、被災者要求実現のたたかいにご奮闘に心から敬意を表し、連帯の意を表明致します。

阪神・淡路大震災の被災の主な状況

阪神・淡路大震災の被害は県都神戸市が中心で、阪神間の都市はすべて大きな被害を受け、高速道路の倒壊、日本列島の東西が完全に遮断され、人の交流、物流がストップする、大変な事態が生じました。

地震と火事などで25万棟の家屋が破壊し、死者は6,432人となり、兵庫県内の鉄道をはじめ地下鉄、阪神・阪急などの私営バス、市営バスはもとより、あらゆる交通機関がストップし、困難な暮らしが続きました。

電気、ガス、水道が完全にストップする事態が長期に渡り、学校体育館、公園でのテント暮らししながらが長期に続きました。

戦後最大自然災害で、世界的に有名な大都市神戸の壊滅的な打撃などは、日本中を震撼させ、国内はもとより世界中に大きな衝撃を与え、インパクトの強い災害でした。

すべての生活手段を奪われた被災者の要求は、当面の生活を続けるために住宅・営業再建への資金を、そして暮らしを続けるためのお金、営業、生活、住宅再建のための資金でした。

高齢者や年金生活者などは当面の生活費を求めて、低所得者には金融機関では融資が受けられず、こうした人たちを対象に貸付けにしてくれる「災害援護資金」貸付けに殺到しました。（詳しくは災害援護資金問題で触れます）

阪神・淡路大震災 25年の今

やがて大震災から 25年になりますが、阪神では「復興災害」とも言われていますが、自治体によって借上げ住宅入居者に転居強要し・転居できない入居者を裁判所に訴えるという暴挙が強行されています。

災害時には自治体は公営住宅を建設して、被災者に提供しなければなりませんが、各自治体は建設費、広い場所、建設期間、社会的インフラの未整備などから災害公営住宅建設少なめ、新しくできた「借上げ住宅制度」を利用して、URや民間オーナーが建設したマンションを借受け、神戸市で3,800戸、兵庫県が2,200戸、西宮市が450戸、尼崎市で100戸、伊丹市が50戸、宝塚市が30戸をそれを被災者に提供したものです。

URと自治体は20年契約の貸借でしたが、自治体は入居予定者にこの事を知らせず、また、入居許可証にも退去期限の記入が記載されていない等、自治体は入居予定者に20年契約の事を周知徹底を義務付けていますが、多くは未通知になっていました。

5年前になって突然、マンションの掲示板の張り紙によって知り、怒りが充満しました。伊丹市と宝塚市は、これ以上入居者に不安を与えてはならないと、無条件で継続入居を認め、兵庫県は80歳以上、重度障害者、介護度3以上の入居者に継続入居を認め、それ以外の入居者にも病気など事情がある場合には、必要な書類の提出を求め、医師や弁護士など第3者による判定員会で審査し、ほとんどの申請者の継続入居を認め、尼崎市は兵庫県と同様の措置を取っています。

しかしながら神戸市は85歳以上、重度障害者、介護度3以上は継続入居を認め、それ以外にどのような事情があっても一切継続入居を認めず、西宮市は全員退去を求めています。

神戸市と西宮市は自治体が裁判所に訴え、現在、審理が続いているが、裁判所は入居者の状況には一切耳を傾けず、法律を曲げてまで神戸市、西宮市勝訴の判決を言い渡していますが、入居者は高裁に提訴して頑張っています

阪神・淡路救援・復興兵庫県民会議〈復興県民会議〉

復興県民会議は、大震災から45日後の3月4日に、45団体と個人によって結成し、今日まで被災者の生活再建と住民本位の復興を目的に結成し、今日に至っています。

阪神・淡路大震災は1995年1月17日に発生しましたが、人類初めての高齢化社会と社会的弱者を強襲する、戦後最大の災害と言われましたが、来年1月17日には25年となります。

何事も初めての経験であり、何をどうすれば良いのかも分からぬ事ばかりでしたが、全国から寄せられた救援物資の配布からはじめ、兵庫労連、兵商連、安保廃棄兵庫県実行委などで準備会をつくって、1995年3月4日に45団体と個人の参加で阪神・淡路大震災救援・復興兵庫県民会議（復興県民会議）結成にこぎつけ、今まで活動を続けてきましたが、これほど長期になるとは夢にも思っていませんでした。

また、東京では全労連、保団連、民医連、新婦人などと東京在住のボランティアによって震災被災者への公的支援を支持する中央アピール推進連絡会（中央アピール連絡会）を結成して頂き、大きな力を発揮して頂き、元気づけられました。

（活動については後述致します）

義援金と雲仙・奥尻に学んで

1991年に島原市の「雲仙岳噴火災害」が、1993年には北海道南西沖地震「奥尻島津波・火災」災害が発生し、全国から多額の義援金が寄せられました。

「雲仙普賢岳」噴火災害では、義援金が234億円寄せられ、北海道「奥尻島津波・火災」災害には260億円の義援金が寄せられ、1世帯当たり雲仙で3,219万円、奥尻島では1世帯当たり2,519万円（神戸新聞2015年1月13日朝刊より）の義援金が配布され、住宅も生業も立派に復興が進められました。

阪神でも日本中はもとより、全世界から1,793億円もの義援金が寄せられましたが、被害者が余りにも多く一世帯あたりにすれば、約40万円配布されたに過ぎずそれも配布が遅れて、最終的に被災者の手元に届くのに2年8ヶ月かかりました。

復興県民会議は雲仙普賢岳がある島原市に視察に行き、現地を見学し市長をはじめ多くの関係者から暖かく迎えられ、お話を聞くことが出来、運動を進める上でヒントを得ることが出来ました。

また、北海道奥尻島から激励に神戸に来られ懇談しながら、ヒントを得ながら、私たちの要求も、「雲仙・奥尻なみ公的支援」を行なえ」を署名とし、最後までこの要求で実現めざして、あらゆる方法を模索して、実現めざして運動に組みました。

幅広い呼びかけ人によるアピール運動・世論形成

被災時は、自・社連立村山政権であり、「我が国は資本主義の国であり、個人財産形成に税金を使うことは出来ない」と貫して拒否し、以後の政権も同様の態度を崩しませんでした。

1年後のメモリアルに当たって、兵庫県保険医協会が中心になり兵庫県医師会に呼掛け、医師会長を先頭に兵庫県下の市、郡の医師会長をはじめ、兵庫県下の各大学の学長、テレビ・新聞社の社長、各分野の会長と経済評論家の内橋克人さんなどを呼びかけ人に「被災者の生命と人権の危機を憂慮し、生活・営業・住宅再建の公的支援の拡充を訴える」のアピールが発表され、事態がまったく動かない中で、2年後には再び「重ねて訴える」が発表されました。

た。1、100人以上の賛同者となり、兵庫県下では公的支援実現の世論形成に大きな役割を果たしました。

東京からも、「阪神・淡路大震災への公的支援への実現をかさねて訴へる」を支持し、その実現を求める中央アピールが、126氏の呼びかけで、「政府、関係機関並びにすべての政党と国会議員に強く要望する」中央アピール連絡会から発表され、衆・参の議員室を訪ね、一人一人に賛同要請を行いました。

当時の自民党は各派閥で構成されており、自民党議員から多くの議員が賛同して頂き、1996年3月28日発表では自民党では役職経験者など29人、新進党67人、社民党35人、共産党29人など、合わせて210人となり、更に積み上げました。

1998年被災者支援法実現に大きな山場を迎えて、2月から5月末まで復興県民会議は東京都文京区のアパートを借りて専従体制をつくり、各団体が1週間単位で複数の人を派遣し途中に女性週間を設定し、国会要請活動を展開しましたが、中央アピール連絡会でFAXニュースを発行して頂き、地元からのFAXニュースと合わせて、各国会議員事務所に届ける活動を展開しました。

公的支援実現求めて

1991年6月に雲仙普賢岳噴火、1993年8月に北海道奥尻島地震・津波災害者には、義援金で住宅・生活・生業再建ができましたが、阪神・淡路大震災被災者は義援金だけではどうにもならず、地震発生直後から公的支援（個人補償）を求める声が大きく、私たちは直ちに住宅・営業再建に500万円、生活再建に350万円の要求を掲げて署名運動に取り組みました。

義援金で住宅・生活再建が不可能という事態であり、新たな制度、法律の制定を求める以外に方法はなく、社会保障が切り下げられている中で、大変困難な戦いになりました。

復興県民会議は、何回も泊まり込みの戦略会議を開いて、情勢、運動などについて検討し、署名の推進、2回にわたる1万人大集会、住民投票運動、国会要請行動、被災地を、東からと西からに別けて2日間の、兵庫県庁に向けてキャラバンを実施しました。

「銀行より被災者を救え」のぼりを乱立させ行進し、神戸市役所で合流し兵庫県庁に向けて行進し、県民にアピールしました。

兵庫県庁前や神戸元町商店街入口では、毎月17日には宣伝署名行動を展開し、県庁前や繁華街入口近くで座り込みも数度にわたって実施しました

住民投票運動に取り組む

何としてでも公的支援の思いを被災地を中心に、公的支援実現について賛否を問う住民投票を行いましたが、被災地全体が大きく盛り上がり、神戸市内の各区、西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市などの各市民会議で活発に取り組まれ、最終的に87万人が投票され、賛成率は98.8%となり、投票用紙を段ボール箱に詰めて、トラックで運び内閣府に

届けました。

投票用紙の自由記入欄には、「もう限界です。助けてください」などと、被災者の置かれている現状が赤裸々に書き込まれていました。

この活動で被災地の世論は一層大きく盛り上りました。

被災者生活支援法の成立・拡充を求めて

阪神・淡路大震災から3年2ヶ月が経過した、1998年5月にやっと被災者支援法が成立しましたが、最高100万円支給で、年齢、収入など厳しい条件を付けて、生活用品などを購入した場合に領収書をつけて請求するというもので、阪神・淡路大震災被災者には遡及適用なしというので、復興県民会議は「これでは被災者は救われない」と、反対する声明を出しました。

私たちはこれでひるむのではなく、以後に発生した地震や火山噴火などの被災者と協力し連帯を強めて、政府要請・交渉、国会議員要請などに取り組み続け、2000年4月に第一次改正で住宅本体建設に使えない「居住安定支援制度」で200万円に、2007年にやっと、年齢、収入制限なしで300万円支給の現行制度となりました。

長年、大きな資力、労力をかけて取り組んで成立、拡充に取り組んできた阪神・淡路大震災の被害者には、まったく適用はありませんでしたが、社会保障の全面的な攻撃の中で、被災者生活再建支援法を実現、拡充を、中心になって取り組んできたことは、共にたたかった被災者と私たちにとって大きな誇りです。

不充分ながらも2019年2月28日現在被災者生活再建支援制度による給付は件数で、273, 270件、金額は470, 172, 254（千円）となっています

災害援護資金返済問題

災害援護資金貸付は、僅か40万円位の義援金だけでは、当面の生活資金にも事欠く状態であり、金融機関が融資してくれない年金生活者、低所得者が、災害援護資金貸付に殺到し、兵庫県全体で56, 422人、1, 308億円（その内、神戸市だけで、31, 672人、777億円）が貸付けられており、返済期限が来ても生活再建が出来ていない中で返済ができるはずがなく、県民会議は延滞者が相当出ることは予測していました。

年1回返済か、年2回分割しか返済方法がなく、早くから国と神戸市に対して、返済免除、返済猶予を認めるか、少額償還を認めるかを要請、交渉を進めていました。

返済時期が近くなっても回答はなく、復興県民会議が借受人に呼び掛けて、返済が始まり前に、独自に作成した「少額償還申請用紙」をつくって、神戸市役所に40人、40人、38人と3回に渡って各人が県民会議作成の「少額償還申請用紙」に返済希望金額を記入して提出しました。

その後に国は少額償還を認め、「借受人の生活実態に即した返済金額を認める」と発表しました。これは画期的な制度であり350万円借りていても月額1,000円の返済を認めるも

のです。

返済問題相談会の開催

私たちは、神戸市の返済窓口の建物の2階の一室を借りて、民商、生健会、共産党議員団などが相談員となり、毎月1回返済問題相談会を開催し、返済金額の設定などについて相談し、本人の希望に添った金額を記入し、求められれば返済窓口に同道して援助を行い大変喜ばれました。

初期には神戸市はいやいやの態度でしたが、途中からはこの制度を利用して借受人を訪問し、少額償還制度を利用して回収を図り、今では全対象者に活用しています。

この時期には、借受人の多くは災害公営住宅などに転居されており、相談会のお知らせは、ビルでの案内は出ず、新聞やテレビ報道にして頂きました。

今年になって、災害弔慰金制度を改定し返済免除条件を緩和し、年収150万以下、預貯金20万円以下の借受人は返済免除となりました。

国連・社会権規約委員会への取り組み

公的支援は「個人財産に公的支援できない」壁は厚く、政府は日本国民の要求は拒否するが、外国からの声には反応するので、国連に実態を訴えようと、国際人権日本委員会の援助を受けて、国連・社会権規約委員会に訴えることにしました。

2001年8月に日本政府報告審査が行われるので、4月に各社会権規約委員に事前要請を行うことになり、一人派遣しました。この間、5回にわたって被災者の実情を訴えるレポートを提出し、8月の日本政府報告審査には5人を派遣しました。

2001年8月31に出された日本政府報告には、私たちが求めた内容の、高齢者や低所得者に対する公的な援助を行なえと、兵庫県に対して高齢者のケアの拡充を行なえという「最終勧告」が出され、各新聞（5紙）は夕刊紙で一斉に大きく取り上げて呉れました。

政府は慌てふためいて、この最終勧告は「事実誤認である」と必死になって打ち消し、兵庫県も神戸市も同様の見解に終始しましたが、被災者は大変勇気づけられる勧告でした。

「勧告」後の政府、国会論議、新聞報道などを英訳し、国連・社会権規約委員会に報告し、この取り組みが、大変優れたフォロアップ活動と評価され、国連・社会権規約委員会で報告する機会を与えられ代表を派遣しました。

以上

これが復興なのか

— 人間・暮らしの復興を —

記念シンポジウム

パネリスト

- 伊藤 健哉 一般社団法人 チー王冠代表理事
- 遠州 尋美 元大阪経済大学教授(県民センター事務局次長)
- 中関 武志 NHK仙台放送局 チーフ・ディレクター

ファシリテーター:水戸部秀利(医師・県民センター世話人)

1

3.11 東日本大震災の被災者の生活再建

生活の社会的必須事項：衣(医) + 食(職) + 住 + コミュニティ

(住の確保:最も時間と費用を要し、生活の安定の根幹となる)

住の再建に関わる要因

- 1) 被災の程度 全壊、半壊、一部損壊
- 2) 公的助成(応急仮設、借上げ仮設、災害公営、再建助成金)
- 3) 公的規制(災害危険区域、造成、かさ上げ)
- 4) 残された家族状況(年齢、体力・気力、健康状態)
- 5) 自己資金(貯蓄・借金、保険、生業・収入)
- 6) 類縁とその関係

震災前の諸格差

(持ち家率:50歳以上 70-80%)

宮城県民 約233万人(約915000世帯) 2011年2月末

●住まい(自宅・賃貸) ●家族・類縁・地縁

●身体(健康・年齢) ●生業 ●資産(貯蓄・保険)

公的支援(規制)

3.11 大震災・津波

全壊 83004戸
半壊 155130戸
一部損壊 224214戸

避難所避難者
(2011年5月18日)
30724人

死者 9637名
不明者 1221名
関連死 928名

震災後格差の拡大

居住の無く軽微被災

在宅被災者(住居の重度損傷のまま居住)

賃貸(みなし)仮設
約25000件

プレハブ仮設
約22000戸

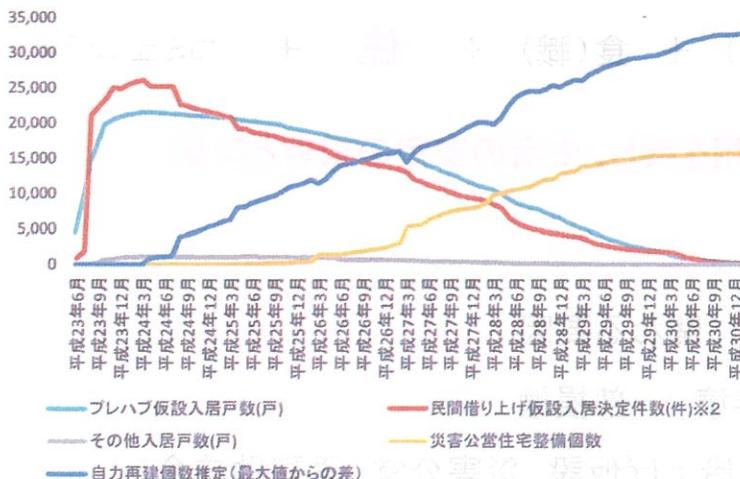
災害公営住宅
約15000戸

居住再建
32000件?

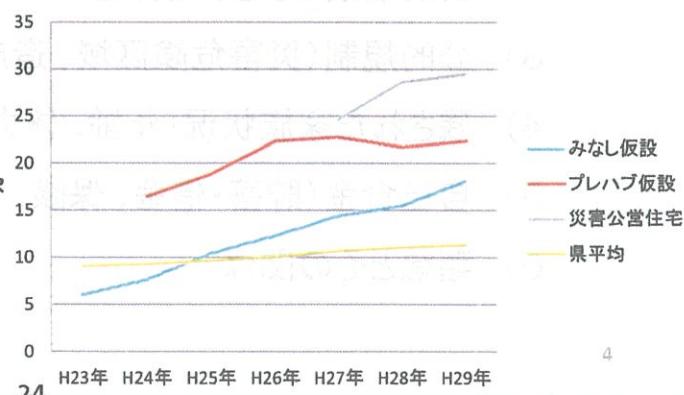
県の調査から推計

被災世帯(Max 48774戸)の推移

⇒ 在宅被災者の実像は把握できない



高齢独居世帯の比率



住宅自力再建の条件が困難な社会的弱者、特に高齢(独居)世帯は、プレハブ～みなし仮設

⇒ 災害公営住宅に集約されていく

ようやく、注視されるようになった「在宅被災者」

★ NHKスペシャル 東日本大震災 「終の住みかと言うけれど…～取り残される被災者～」 2019/3/10放映

★ NHK特選ライブラリー 明日へ つなげよう 「埋もれた“在宅被災者”」 2019/5/20放映

チーフ・ディレクター：中関 武志

★ 2019/5/31 河北一面



5

徹底した支援を続けている チーム王冠 伊藤 健哉

曰く、「復興どころか復旧すらできていない」



6

「東日本大震災100の教訓」

出版企画委員会 事務局 遠州尋美



東日本大震災 100の教訓

みやぎ震災復興研究センター
桐島 不二雄・塩崎 賢明
長谷川公一・遠州 真美〇

被災者の視線で編んだ救援・応急対応、復旧・復興のプロセスにおける経験と教訓を、今まで復興の途上、住民本位からの問題と課題を提起する。

自治体レベル、県レベルで、復興の10年を被災者の生活実態に即して検証し、「最後の一人まで救済する」ための新たな復興の枠組みを再構築することが不可欠である。

避難者・被災者って誰のこと？

仮設住宅・復興住宅に暮らす人？

家が全壊、半壊の人？

命を失った人？ 怪我した人？

行政が認めた人だけ？

過去の事例、前例に当てはまる人？

避難者・被災者って誰のこと？

暮らし

住まい

いのち

災害

未回復

自立の基盤

避難者・被災者って誰のこと？

応急期

カテゴライズ ⇄ 集団的対応

復興期

個人の尊重 ⇄ 個別サポート

災害支援の原則は憲法にある

一人ひとりが大事にされ ・ 13条

安心して暮らし ・ 平和的生存権

望むように住み ・ 13、22、25条

命が大切にされる ・ 13、9、25条

そんな社会を自分たちで創る ・ 国民主権

基礎自治体が主体的にやる・できる

○在宅被災世帯とは？

東日本大震災以降、津波被害を受けた家屋で暮らしている人、または避難所などから戻り、被災した自宅で暮らしている人達のことを見ると在宅被災者といいます。この方々に対する支援はほとんどなく、生活を維持することが困難な状況になってしまふ人が多く確認されています。

2011年当時、災害対策基本法は在宅被災者を想定しておらず、このことが初動の判断、行政判断に少なからず影響を与えたのは間違いないかもしれません。

報道機関では、自宅避難者、在宅避難者、二階生活者、ブルーシート族と呼ばれて紹介されることがありました。



○在宅被災世帯と仮設世帯との支援格差

	在宅被災世帯	仮設住宅世帯
義援金	有り 損壊判定によって無い世帯も。	有り
赤十字家電 6点セット	無し	有り
暖房器具支援	無し	有り
住宅再建 <small>※市町村により制度格差あり</small>	助成金最大152万円 未だに壊れた家屋に暮らす方も・・・	復興住宅、高台移転など選択肢多数 但し、資金的な問題で悩む方は多い
集会場	被災して無くなった地域多数。 自治会での再建困難。	有り。 阪神淡路大震災の教訓大。
コミュニティ再生	基本的に住民まかせ。 地区会長不在の地区も。	住民主体も寄り添い支援の ボランティアなどの存在あり
居住環境	被災場所に住む。不便。 住民バスも仮設中心に運行	狭いなど不満あるが、移動支援、 買い物支援など様々な支援が集中
見廻り 見守り	既存の行政サービスに戻そうとしているが、マンパワー不足は決定的	官民一体となった取り組み

平成 26 年 6 月に改正された災害対策基本法 86 条 7 項に、在宅被災世帯を想定した支援の努力義務を明記し、90 条では、市町村長に「被災者台帳」を作成し、被災者の情報を集めることができるとし、その後の支援に活用できるように役割を課した。東日本大震災の被災者支援の現場において、台帳の導入はすすみつつあるが、在宅被災者支援には消極的だ。

東日本大震災・宮城県 在宅被災世帯数を推測

津波の浸水エリアを対処に調査 2011 年 11 月～ 2012 年 2 月

※石巻市医療圏 健康生活復興協議会 独自調査

実際に調査した 4 000 世帯	留守・または調査拒否 4 000 世帯	調査できなかった地域 4 000～6 000 世帯と推計
---------------------	------------------------	---------------------------------

在宅被災者 13 000 世帯

推定値の根拠となつた

公的な調査は無いが、応急修理制度の利用世帯数が約 10 300 世帯であり、損壊判定は一部損壊や損壊判定なしだが一定以上の被災が確認できる世帯もあるため、あわせると推定値に限りなく近くなると期待できる。

宮城県では・・・？ 応急修理仮設とみなし仮設の合計値

石巻市 約 13 000 世帯	宮城県 43 000 世帯
--------------------	------------------

宮城県での応急修理制度利用者数は 2012 年 2 月の時点で 58 000 件を超えていた。

応急修理制度を利用しても、仮設住宅の入居を認めるなど柔軟な対応をした自治体もあったが、原則それを認めない自治体が多くかった。

尚、同制度を利用した数が、岩手県約 28 000 世帯、福島県 17 000 世帯と比べても被災した家屋に住み続けている可能性が宮城県は圧倒的に多く、被災者の生活、健康に不安を感じる。

震源が近く、津波だけでなく地震の被災も考えれば・・・

2012 年 3 月の時点では、在宅被災者は約 60 000 世帯と推測

宮城県 60000 世帯

災害救助法 基本原則

応急修理制度の 52 万円で、
日常が取り戻せるのか？

◎平等の原則

現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。

◎職権救助の原則

応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を実施する。

石巻市からの委託事業によって公的な調査は行われた。 ※
2018 年 2 月の在宅被災者等戸別訪問型法律相談の結果報告参照。

※ 調査の規模としては全戸調査ではなく、サンプル調査と捉えるのが妥当

生命・身体への危害が生じる恐れがある場合の 4 号基準相当で取り残された可能性あり



宮城県 60000 世帯

応急修理制度の 52 万円で、日常が取り戻せるのか？

調査から、被災後の片付けには数ヶ月を要するケースが多数みられる。



被災した家屋 1 件あたり、30~50 人のボランティアで約 2 日かかった。相当数のボランティアが活躍したが、すべてに関わることは不可能だった。身内や近所で助け合ったケースもあったが、誰にも頼ることが出来ない人も。この過酷な作業で身体的負傷を負って、不自由な体になった人や、精神的に追い詰められた人も多く、作業終了後、糸が切れるように寝込んだ人や、そのまま息を引き取った人も確認されている。

東日本大震災・宮城県・在宅被災者

サイレント・マジョリティ



2011年 政治山 約500世帯
被災地生活状況調査レポート

2012年 健康生活復興協議会 約4000世帯
在宅被災者健康生活アセスメント調査

2014年 チーム王冠 約500世帯
住宅修繕状況調査報告書

2015年 チーム王冠 約100世帯
在宅被災世帯生活実態調査

2018年 仙台弁護士会 約500世帯
在宅被災者等戸別訪問型調査報告書

私たちが知ったのは、
本当に一部分。

■は、実態がわかっていない。
※ただし、仙台弁護士会とチーム王冠は、上記地域においても報告書にあるような事例をいくつも把握している。

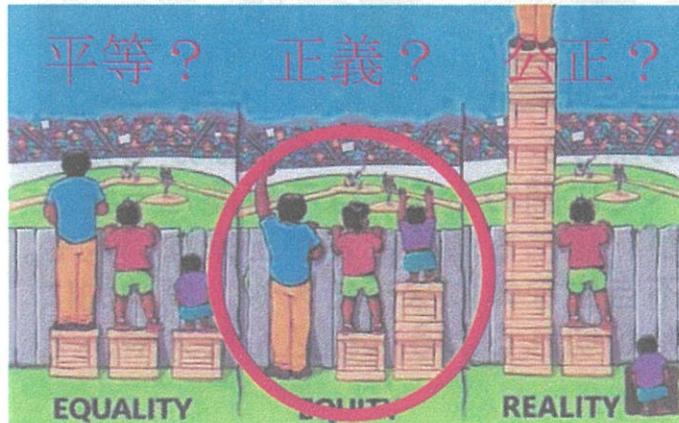
東日本大震災・公的支援に求めるもの

在宅被災者支援を訴える者と、公的支援に携わる者が目指すものに大きな差は無いと考えている。しかし現状は大きな隔たりを感じてしまう。何故か？情報量からくる理解度の差ではないかと思う。

公的な立場にいる人は、先入観と思い込みを捨てて、せめて仙台弁護士会の調査報告書に目を通して精読していただきたい。

災害ケースマネジメントは耳新しい言葉で、新たな制度が必要と感じるかもしれないが、現行の制度でもその機能を生み出すことは十分に可能だ。新たな制度作りをしつつ、今出来ることを、今助けなければいけない被災者のために、今すぐ始めていただきたいと願う。

▼ 被災者が普通の暮らしを取り戻せる支援の考え方？



家にお風呂があるって贅沢？

※ 浴室保有率は 95.5%

平成 20 年総務省統計局調べ

持家は 99.3%、木造民間借家 93% ／ 昭和 56 年以降建築住宅は 99% 以上
ちなみにトイレの設置率は 100%、水洗化率は 90%

お風呂のある生活を取り戻す！

ケース 1 石巻市 大規模半壊 70 代高齢者夫婦

災害リバモを活用。融資制度を使えたことで、給付制度の立替払いをクリア。
市の独自制度を併用し、被災家屋 1 階部分の修繕を進められた。
課題：制度が複雑で当事者だけでの推進は不可能だった。

ケース 2 女川町 一部損壊 60 代単身障害者

災害公営住宅に解決の道を探る。
心臓肥大身体障害 4 級、識字障害、生活保護。
一部損壊ということで一般公募扱い。
トイレも使えない状態だった。
課題：当事者だけでの推進は不可能だった。
ケースワーカーですら、健康で文化的な生活を取り戻す担当者ではないと言い切った。



ケース 3 仙台市 大規模半壊 70 代要介護者

借家、40 代の息子同居、身体的な病気で生活保護。加算支援金未使用。
課題：震災の制度を理解していない。息子は発達障害の兆候あり。福祉機能不全。

もはや、制度の狭間では無い。
既存の制度は残念なザルである。
そのザルで時間をすくっている。

『東日本大震災100の教訓』 から見えてきたもの

東日本大震災8年のつどい/2019年6月8日

@仙台市戦災復興記念館

遠州尋美

みやぎ震災復興研究センター

事務局長

吉澤 駿 夏子

東日本大震災100の教訓 <地震・津波編>



東日本大震災 100の教訓 地震・津波編

みやぎ震災復興研究センター
網島 不二雄・塩崎 賢明
長谷川 公一・遠州 寻美

被災者の
視線で編んだ
救援・応急対応、
復旧・復興のプロセスに
おける経験と教訓。
いまだ復興の途上、
住民本位からの
問題と課題を
提起する。

- * 被災者の救助・救済と被災地の復旧・復興支援に携わってきた56名の執筆者が、その貴重な経験を記録
- * 被災者の視線で、復旧・復興のプロセスの全体像を、俯瞰できる唯一の本

みやぎ震災復興研究センター／網島不二雄
／塩崎賢明／長谷川公一／遠州尋美・編
クリエイツかもがわ、2019年2月11日刊。定価：本体2000円+税

5冊以上まとめれば、1728円/冊(送料出版社負担)で卸します。ご連絡は下記まで。
e-mail: miyagishinsailabo@gmail.com

見えてきたもの

1. 惨事便乗の横行
2. 復興事業による被災者やコミュニティの分断
3. 分権改革で問われた自治体と市民の自治力
4. 県の姿勢に左右された復興のあり方
5. 被災者に向き合う現場での新たな経験と取り組みの前進

とりわけ、今後の災害復興や備えにとって2と3は重要。「在宅被災者問題」は、端的な例

2

復興事業による 被災者やコミュニティの分断

- * 事業区域の設定や救助対象・救援内容の認定のための「基準」
 - 被災者の振り分け=対立→ 復興事業の挫折や遅延
 - * シミュレーションが運命を分ける→防災集団移転(高台移転)か原地再建か
 - * 罹災証明が支援内容を左右する=支援金の格差と差別
 - * 「在宅被災者」
 - * 防災集団移転の対象外なら貧弱な支援
=賄えない補修費用
 - * 自宅の補修をすると、避難所、仮設住宅、災害公営住宅から排除される

3

認定基準の罠 未認定患者を生んだ水俣病認定基準

- * 患者と行政の対立を激化させた環境省水俣病認定基準(1977)
【水俣病を深刻化の背景:国・県の不作為=水質規制を12年間放置】
- * 1971年基準:主要症状のいずれかがある場合、魚介類由来の有機水銀経口摂取の影響が認められれば水俣病と認定
(熊本県衛生部長宛環境庁事務次官通知「公害に係わる健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」)
- * 1973年熊本地裁判決:症状により、A:1800万、B:1700万、C:1600万の金銭補償→患者団体とチッソの交渉で「認定患者」に限定して同様の補償
=補償費用が1200億円に膨張=汚染者負担原則を維持するため、認定患者の抑制の必要
- * 1977年新基準:主要症状のうち2種類以上を認定と判定基準を引き上げ
(熊本県知事宛環境省環境保健部長通知「後天性水俣病の判断条件」)
→大量の未認定患者の発生と多発する裁判
=基準による認定と判決による認定=二重基準化
- * 補償のための政治的認定基準を医学的基準へとすり替え
=患者とチッソ・国・県との対立にとどまらず、患者内へも対立を持ち込み、患者救済を困難に。
- * 被災者救済よりも加害者救済を行う愚は原発事故でも繰り返された。 4

分権改革で問われた 自治体と市民の自治力

- * 復興のための資金を国が丸抱え
 - * 「使い勝手が良い」との謳い文句とは裏腹に、使徒の制約
=5省40事業:管轄省庁の枠を超えて複数の復興事業や合併施行は困難
 - * 基礎自治体にとっては経験のない規模の交付金
- * 「地方分権」=地方自治体が実施主体→国が定めた事業×
ニューに拘泥して被災者の要求を汲み取ることが困難
 - * 地方分権は、担う自治体側に意欲と能力が伴わないと機能しない
 - * 自治体側に意欲と能力があれば、自治体の裁量で復興の実をあげる可能性が広がっている
=自治体の主体性・創造性の發揮を励ます市民の自治力の強化が試された。

住宅被害(罹災証明)に左右される 単線型支援=見過ごされる在宅被災者

住宅補修に利用可能な制度(複数世帯の場合)

	一部損壊	半壊	大規模半壊	全壊
住宅応急修理	×	52万円	52万円	52万円
基礎支援金	×	×	50万円	100万円
加算支援金	×	×	100万円	100万円
合計	×	52万円	202万円	252万円

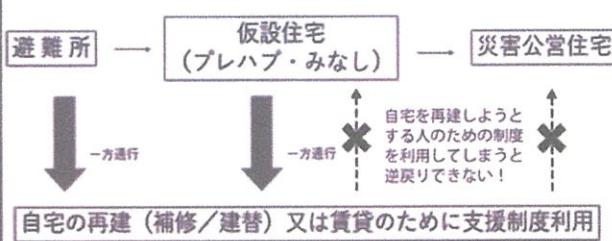
* 「一部損壊」は、応急修理も含め支援はゼロ、半壊では応急修理のみ

* 全国知事会の試算では大規模半壊・全壊で500万円から600万円(支援金受給のために提出された契約書ベース)

* 東日本大震災復興基金交付金(震災復興特別交付税に県復興基金を上乗せ)による自治体独自の住宅補修補助を加えても補修費用を賄えない。

6

○いわゆる単線型問題



自宅再建支援制度を利用するすると、避難所、仮設住宅からも排除、「在宅被災者」を生み出す単線型支援システム

自治力の欠如が深刻化させた 在宅被災者問題

- * 担当者の無知が妨げた住宅応急修理の活用
 - * 災害救助法の住宅応急修理は、限度額に達するまで何度も利用可能
→「一度きり」と誤解した担当者から拒否された場合も続出
- * 知られなかつた半壊住宅除却の選択肢
 - * 半壊住宅は支援金支給や仮設住宅、災害公営住宅入居の対象外
 - * しかし、やむをえず除却すれば支援金支給、仮設住宅、災害公営住宅入居の対象となる
 - * 自治体が周知徹底を怠り、未修復住宅に住み続けて在宅被災者化した半壊住宅居住者が続出
- * 在宅被災者の実態把握を怠る自治体
 - * 石巻市が在宅被災者の訪問調査に踏み切ったのは、発災から7年後の2018年度
 - * 仙台市は、資産税企画課の郵送調査で半壊以上の未修繕住宅が1万棟以上あることを明らかなのに、実態把握に無関心

7

どのように打開するのか

最後の一人まで救済するために

8

投網型救済制度は網の目を細く

- * 即応性を要求される申告型・投網型救済制度は、網の目を細かくして、漏れ落ちる被災者を極力少なくする。
- * 災害救助法の住宅応急修理、被災者生活再建支援法など、被災直後の危機的状況を緩和するための投網型制度は不可欠
 - * 一部損壊を含めて利用できるように対象範囲を全住宅被災者に広げる
 - * 必要な修繕費に見合った実効性のある支援額に
 - * 住宅応急修理などは、「自力修復可能な資力が無い」ことを前提にしている以上、基本的には全額補助でないと修復不能
 - * 資力の無い住宅応急修理利用世帯は、修復向け支援金もさらに加算
- * トライ・アンド・エラーでやり直しが可能なシステムに
 - * 住宅応急修理や支援金を得ても、その後、自宅居住が困難になれば、災害公営住宅に入居できるなど、やり直しのできるシステムに

9

アウトリーチ型災害ケースマネジメント で自立を支える

- * 必要不可欠な全被災者調査＝被災者カルテの作成
 - * 2人一組500組(1000人)のケースワーカーが1日3世帯の訪問調査＝ 年間実働150日で、22万5千世帯をカバー(人件費50億円)
→ 要支援者を特定し、ケースマネジメントチームに引き継ぐ
 - * カルテ情報を更新するため、必要期間調査を継続
 - * 災害公営住宅や中学校区単位で常駐支援員を配置
(仙台市の全住宅被害は、256,000棟、宮城県の全住宅被害は470,000棟)
- * ケースマネジメントチーム：ケースワーカー・弁護士・医師・保健師・建築士・介護福祉士など多様な専門家で構成
 - * 要支援被災者が自覚的に自立目標を確立できるように適切な情報を提供
 - * 被災者の自立目標を達成するための支援スキームを設計
 - * 支援スキームの達成に必要な資源(資金・物資・技術・サービス等)を調達して提供
 - * 自立の達成状況を被災者とともに評価
=自立の進捗がおもわしくないなら支援スキームの見直し
- * 平當時から必要な人材の育成と活用
 - * 全被災者調査は、自治体間協力で人員確保は可能
 - * ケースマネジメントチームは、地元で組織・育成

10

参考資料

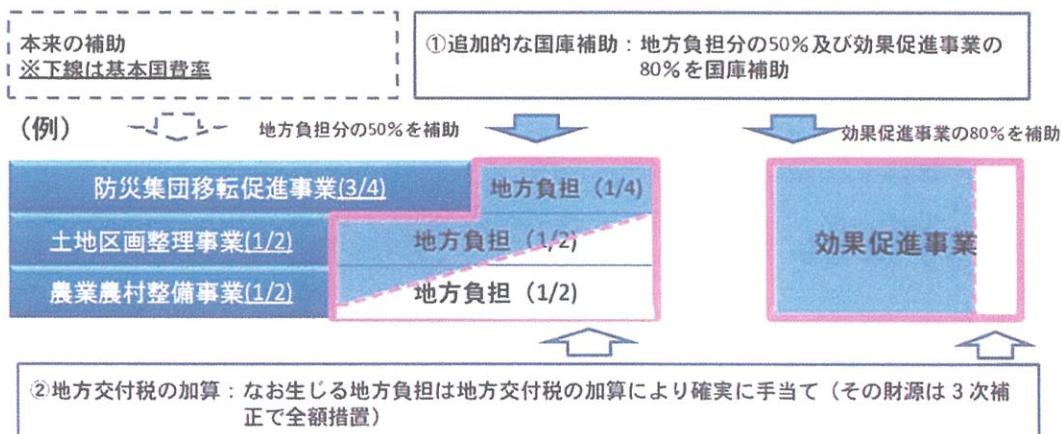
- * 国が丸抱えした復興交付金基幹事業
- * 災害公営家賃問題で露呈した自治力の欠如
- * 収入超過者問題
- * 災害公営住宅家賃低廉化事業
- * 東日本大震災特別家賃低減事業
- * 家賃問題への対応を促した復興庁事務連絡

国が丸抱えした復興交付金基幹事業 (5省40事業)

「基本国費率」と地方負担の軽減について

■「基本国費率」は、基幹事業の本来の補助率を指す。

■残る地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当。



※基幹事業には、民間事業者等が一部事業費を負担する事業が含まれているが、その際には、民間事業者が負担する額は上記の軽減措置の対象外となる。

出所：復興庁「復興交付金基幹事業の概要」2012年4月

災害公営家賃問題で 露呈した自治力の欠如

* 収入超過者問題

- * 収入にかかわらず入居可能→入居4年目に収入超過なら明け渡し努力義務と割増家賃(最終的に近傍同種家賃(※))

※当該公営住宅と同じ住宅を同所で賃貸経営する民間事業者の経営が成り立つ家賃(市場ニーズに合わないので現実には存在しない)=一部には月額20万円に迫る場合も

→事実上の追い立て=被災者を再び住宅困窮に追い込んだり、世帯分離を強いる(災害公営住宅を公営住宅の特例とした制度設計の瑕疵)

- * 公営住宅法上、自治体は回避可能→しかし、無知や不作為で当初は大半が未対応(空き家の発生を防ぎ、高い応能応益家賃が得られて回避した方が財政的には有利)

- * 住宅被災者を裁量階層(住宅確保に特別な配慮が必要な世帯)とし入居収入基準を引き上げれば、大半は収入超過とならない。
- * 自治体が条例で家賃減免も可能
- * あらかじめ収入超過者向けに特定優良住宅として建設(あるいは、住戸の一部を特定優良住宅として運用(公営住宅法45条の2)して解決可能

2

災害公営家賃問題で 露呈した自治力の欠如

* 特別家賃低減制度の継続

- * 東日本大震災特別家賃低減事業=特に低所得の世帯(政令月収8万円以下)の家賃負担を軽減する費用を交付する復興交付金事業を創設
 - * 期間10年、ただし6年目以降10年目まで、交付額を漸減
 - =入居者の多くは高齢者(年金受給世帯)で時間経過とともに収入機会は減少することを無視した誤った制度設計
 - 自治体は、6年目以降の交付額減少を改め、11年目以降も継続することを要望
- * 示された低減制度イメージは交付額を定めるためのもので、実際に自治体が行う低減事業の設計を制約しているわけではない
 - =災害公営住宅家賃低廉化事業と東日本大震災特別家賃低減事業の交付金は莫大(仙台市では総額300億円を超える)であり、独自に低減を延長しても大幅に黒字になる
 - =自治体は、莫大な交付金を活用して独自の低減措置をとることが可能なのに、復興庁の通知(後述)があるまで、独自対応をためらった。
 - (仙台市には、一般の市営住宅向け家賃減免制度があり、大半の災害公営入居者にとって、国が示した特別家賃低減制度よりも有利なのに、災害公営住宅への適用を要綱で除外した。)

3

収入超過者問題：入居資格から収入要件を外しながら、入居4年目で収入超過なら明け渡し努力義務が課せられ、割増家賃が発生（最終家賃は近傍同種家賃）

- ・災害公営住宅は、災害により滅失した住宅に居住していた方向けに建設等される公営住宅
- ・災害の規模により通常の補助率から拡充した補助率を適用
- ・供給後の管理は、通常の公営住宅と同様に管理される。

指定要件	通常時	災害公営住宅													
		一般災害	激甚災害												
入居者資格	<p>以下の①～②について満たすことが必要。</p> <p>① 収入要件*</p> <p>収入分位50%を上限として、条例で設定する基準以下の収入であること</p> <p>* 国は参考基準（収入分位25%）を政令で規定。</p> <p>② 住宅困窮要件</p> <p>現に住宅に困窮していることが明らかな方であること</p>	<p>① 被災地全域で500戸以上の住宅が滅失 又は ② 一市町村の区域内で200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失</p> <p>○ 災害により滅失した住宅に居住していた方 ○ 収入分位40%以下で同居親族のある方</p>	<p>災害要件：被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等</p> <p>地域要件：100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した市町村</p> <p>○ 災害により滅失した住宅に居住していた方 ○ 入居収入基準要件及び同居親族要件は適用しない → 発災から3年間 被災市街地復興特別措置法による特例措置 → 3年経過後（最長10年） 東日本大震災復興特区法の復興推進計画による措置（被災地のみ適用）</p>												
整備戸数の上限	一	滅失戸数の3割	滅失戸数の5割												
補助率	<table border="1"> <tr> <td>建設・貰取</td> <td>概ね45%</td> <td>2/3^注</td> <td>3/4^注</td> </tr> <tr> <td>借上（共同施設整備）</td> <td>2/3の概ね45%</td> <td>2/5^注（1/5の民間負担あり）</td> <td>3/5^注（1/5の民間負担あり）</td> </tr> <tr> <td>家賃低廉化</td> <td>概ね45%</td> <td>20年間 2/3^注</td> <td>当初5年間 3/4^注 6～20年目 5/6^注</td> </tr> </table>	建設・貰取	概ね45%	2/3 ^注	3/4 ^注	借上（共同施設整備）	2/3の概ね45%	2/5 ^注 （1/5の民間負担あり）	3/5 ^注 （1/5の民間負担あり）	家賃低廉化	概ね45%	20年間 2/3 ^注	当初5年間 3/4 ^注 6～20年目 5/6 ^注		
建設・貰取	概ね45%	2/3 ^注	3/4 ^注												
借上（共同施設整備）	2/3の概ね45%	2/5 ^注 （1/5の民間負担あり）	3/5 ^注 （1/5の民間負担あり）												
家賃低廉化	概ね45%	20年間 2/3 ^注	当初5年間 3/4 ^注 6～20年目 5/6 ^注												

注：東日本大震災復興交付金を活用して実施する場合は、上記補助率からさらに追加的な国庫補助（地方負担分の1/2）あり。

4

出所：国土交通省住宅局「災害時の賃貸住宅居住者の居住の安定確保について」2012年12月

2

D-5. 災害公営住宅家賃低廉化事業

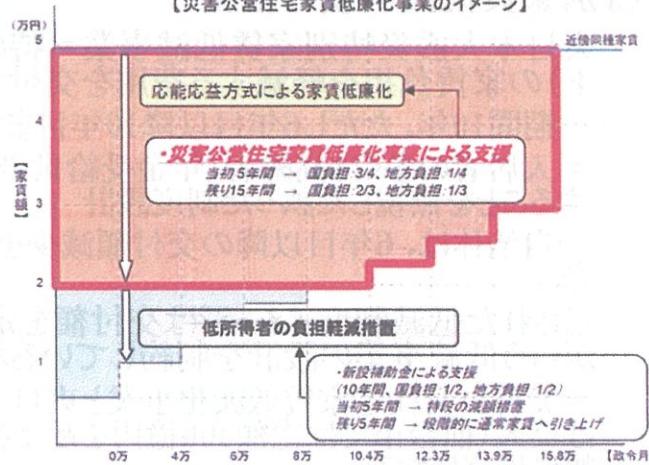
事業概要

東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅に係る家賃の低廉化に要する費用

【災害公営住宅家賃低廉化事業のイメージ】



交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

供給方法

補助率等

補助期間

①建設・貰取り 2/3（ただし、激甚法第22条第1項に基づく災害公営住宅については、当初5年間は3/4）

20年

②借上げ 2/3（ただし、激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅を借り上げた公営住宅については、当初5年間は3/4）

借上期間

出所：復興庁「復興交付金基幹事業の概要」2012年4月

D-6. 東日本大震災特別家賃低減事業

事業概要

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

○ 東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、地方公共団体が、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する場合に要する費用。

○ 家賃の減免については、以下の考え方により実施
 ・当初5年間：特段の減額措置
 ・以降5年間：段階的に通常家賃へ引き上げ

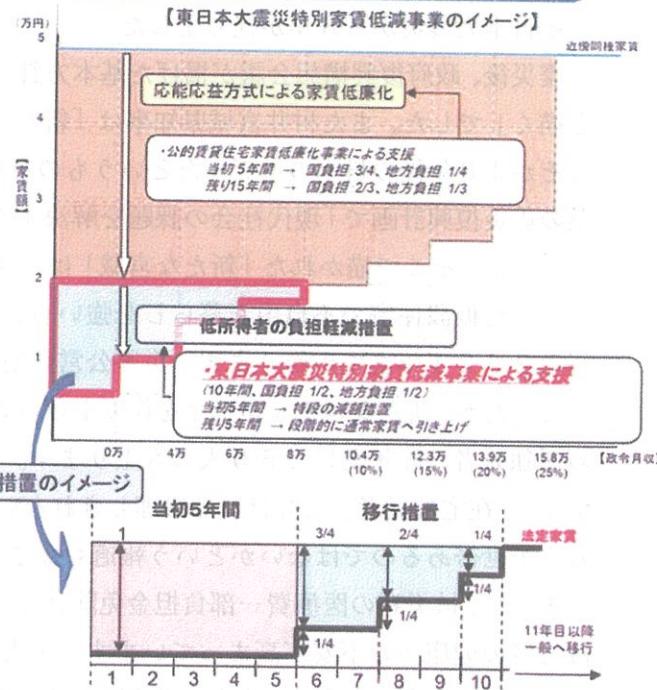
交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率 1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

出所：復興庁「復興交付金基幹事業の概要」2012年4月



家賃問題への対応を促した 復興庁事務連絡

* 被災3県災害公営住宅担当課宛復興庁事務連絡「災害公営住宅の家賃について」(2017年11月21日)

1. 収入超過者：地方公共団体が、条例により、被災者の入居収入基準を引上げたり、入居者が特に生活に困窮している場合には、独自に家賃を減免することが可能（応能応益家賃で対応せよ）
2. 特別低減対象者の家賃：事業期間は10年間で、6年目以降は、段階的に補助額が低減しますが、地方公共団体が独自に家賃を減免することが可能

【事務連絡の趣旨】

- * 国は、災害公営を一般公営の特例としたことによる矛盾、入居者の収入増加の見込みがないのに、事業期間を限り、補助率を下げる制度設計の瑕疵を自覚
- * 建設費や家賃低廉化補助において特段の配慮をして潤沢な資金を交付しており追加の支援は行わない
- * 潤沢な交付金を活用して、自治体独自に対応すべき
- * 仙台市は、特別低減延長には対応したが、収入超過者対応は頑なに拒んでいる。

宮城県内の災害公営住宅
入居世帯数と家賃軽減策

	入居世帯数	低所得		収入超過
		低所得	収入超過	
仙 台 市	3,033	1,832	168	×
石 川 市	4,201	3,042	456	△
塙 築 市	382	239	33	△
氣 仙 沼 市	1,933	1,348	63	△
名 取 市	574	404	40	—
多 賀 城 市	520	334	68	×
岩 沼 市	198	116	13	△
登 米 市	81	67	2	×
葉 原 市	13	9	1	×
東 松 岛 市	937	638	122	△
大 崎 市	167	93	1	×
亘 理 町	468	297	4	△
山 元 町	480	327	4	△
松 島 町	51	36	7	—
七ヶ浜 町	204	122	17	△
利 府 町	24	20	0	—
大 鷲 町	3	0	2	×
涌 谷 町	48	30	0	△
美 里 町	38	20	3	×
女 川 町	813	566	105	△
南 三 陸 町	720	502	7	△
計	14,888	10,042	1,116	

※入居世帯数と低所得世帯数は2018年12月末、収入超過世帯数（見込み）は同年4月1日時点の県まとめ。市町独自の家賃軽減策は△が10年目以降も継続、○が10年目まで据え置き、■がその他の対策、■が検討中、×は実施予定なし
出所：河北新報、2019年3月22日

県民センター設立8周年 6・8 東日本大震災 8年のつどいアピール（案）

東日本大震災から8年が経ちました。

震災後、政府復興構想会議が掲げた基本方針の一つは「明日の日本への希望となる青写真を描く」でした。また村井宮城県知事は「新たな宮城、新たな東北をつくる、そして、これこそが10年後の日本のモデルだというものを目指す」と震災10年後の未来を描き、宮城県の震災復興計画で「現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり」を基本理念の一つにしました。そこで描かれた「新たな宮城」は、今どのように私たちの前にあるでしょうか。

いまだ仮設住宅で不自由な暮らしを強いられている世帯は300戸を超え、仮設住宅解消は2021年までかかります。災害公営住宅はようやく今年3月に計画した全戸が完成しましたが、新たなコミュニティを作り上げることは容易ではありません。災害公営住宅での孤独死者は昨年だけで50人にも上ります。収入超過者問題など家賃を巡る問題も切実です。「在宅被災者」と呼ばれる修理しきれない住宅に住まざるを得ない世帯は、全県で1万5千世帯あるのではないかという報道もなされています。

そして、被災者の医療費一部負担金免除はとうとう今年3月、県内全自治体で打ち切られ、被災者の健康への不安が高まっています。災害援護資金の返済に苦しむ被災者が増加することも強く懸念されます。また、津波被災地では人口減少に歯止めがかからず、地域産業の今後に暗い影を落としています。しかし、このような復旧・復興の「負の側面」は年月の経過のなかで社会問題一般に取れんされ、外形的には、だんだん見えにくくなってきています。こうした宮城の今は、「10年後の日本のモデル」などと言えるものでは到底ありません。

こうした状況を生んだのは、「創造的復興」の名の下、巨大防潮堤建設に象徴される「ハード優先」の復旧・復興が進められたからに外なりません。本来、震災からの復旧・復興が目指すべきものは、突然今までの暮らしを断絶された被災者が、新しい住まいや生活に適応して、生きの力を取り戻してこそ実現できるものです。現在の日本の災害復興制度は我が国が災害大国であるにも関わらず、極めて脆弱なものです。現行の被災者生活再建支援法の枠組みでは住まいの再建は不十分であることを証明したのが東日本大震災でした。最低でも支援金の500万円までの引き上げや、支給対象範囲の拡大が切実に求められます。私たちは全国知事会の拡充提案を実現しつつ、さらなる災害復興法制の抜本改革を強く求めます。

また、宮城県を始め、自治体は被災者の実情から目をそらすことなく、まさに「最後の一人まで支援しつづける」ため、8年後の被災者の実情を把握し、新たな支援策を講じることを求めます。そして全県民が被災者のことを決して忘れず、人間・暮らしの復興のため、それぞれの立場からできることを支援し続けることを訴えるものです。

2019年6月8日

県民センター設立8周年 6・8 東日本大震災 8年のつどい 参加者一同